

## 小図書館における

## 郷土資料レファレンスの一形態

—秩父市立図書館の場合—

千 嶋 寿

## はじめに

本誌から「郷土資料に関するレファレンスについて」報告するように求められて、筆者は思いもよらぬ苦境に立たされてしまった。秩父市立図書館は、埼玉県西部の山間部の秩父盆地のなかに位置する秩父市(人口6万余)を設立母体とする小図書館(兼務館長・職員6)にすぎない。到底、急激に変貌しつつある埼玉県内公共図書館の様相を見渡して、その状況を把握できる立場にあるわけでもないし、各館内の郷土資料サービスの状況を理解しているわけでもない。秩父市立図書館は、他館を望み得る「見る立場」ではなく、逆に「見られる立場」を出ないのである。したがって、筆者が何らかの報告文をまとめ得たとしても、それが一般論のような普遍性を持つことになることは考えられないのである。

その上、筆者は、秩父市立図書館に奉職して、ただちに郷土資料を取扱うことを命じられて今日に至ったが、郷土資料担当の専任職員ではない。いわゆる、なんでも屋のうちの一つの職種として郷土資料業務にもたずさわっているにすぎない。

したがって、自館の郷土資料サービスに関して報告しようとする、筆者自身の職務に従事する姿をさらすことになってしまう。このことは、筆者が自他共に許す不見識者であることを再確認する結果になり、たえがたい。

それにもかかわらず固辞しきれなかったのは、たまたま今年、埼玉県公共図書館協議会が発行した『埼玉の公共図書館における郷土資料サービスの現状』(以下、『郷土資料の現状』と略記)の編集メンバーの長を勤めた(実質的には勤めさせられたというのが正しい)ために、その『郷土資料の現状』を踏まえてまとめるように要請されたからである。長にさせられたのは、編集委員のなかで筆者の経験年数が長かっただけのことであって、遺憾ながら実力・見識とは何の関係もない。したがって、無責任な放言にも等しいことではあるが、責任上避け難く、以下に、個性的な報告を提出する次第である。貴重な誌面を汚すことを恐れながらも、居直るより他に方法がないことをご容赦願いたいと思う。

なお、以下の本文のⅠは、埼玉県内の公共図書館のうちの市立館の状況と、そのなかで占める秩父市立図書館の位置に

ついて客観的に見ようとするものである。IIでは『郷土資料の現状』の一部を参照して、埼玉県内の公共図書館における郷土資料サービスの現況を紹介しながら秩父市立図書館のそれを客観的に見ようとするものである。紙面の都合と筆者の力量を考えて、いわゆる郷土資料に関する原則論・あるべき理想像といったものに言及することはしない。あくまでも実務レベルで客観的に把握し得る現況を紹介する。それによって、小図書館における郷土資料に関するレファレンスの形態を浮び上がらせることを意図している。IIIでは、筆者が取扱ってきたレファレンスの具体的な一例を紹介し、その事例のなかから抽出できる郷土資料レファレンスの要件を一、二点抽出し、最後に、筆者の実感的見解をつけ加えることとする。

## I 埼玉県下の市立図書館の概要

埼玉県下には39市35町18村（昭和57年末現在）の自治体がある。このうち図書館を設置している市35、町11、村7。この設置率は57パーセント。市レベルでは90パーセントである。

表1 埼玉県公共図書館  
協議会加盟館<sup>(1)</sup>

設置主体	館数
県立	4
県立の図書館 に準ずる施設	2
* 市立	35
町立	11
村立	7
合計	59

注 \*印は秩父市立図書館が属することを意味する。以下各表とも同じ。

これら市立35館の創立年代（表2）を見ると、太平洋戦争前6館、後29館。特に昭和40年代の設置が多い。

表2 市立館の創立期

創立期	館数
* 明治大正期	4
昭和10年代	2
20年代	6
30 "	6
40 "	13
50 "	4
合計	35

秩父市立図書館は創立年時が不明で、明治43年当時の町予算書に町立図書館費が計上されている記録をもって、仮りに創立年としている。以来昭和20年代まで町立小学校内に存続し、同26年新設の市立公民館に併設され、31年に独立館、42年市民会館に併設されて今日に至り、新たに独立館建設の構想が具体化されつつある。

次に、市立35館の規模について見る。

表3 蔵書別規模 表4 職員別規模

蔵書(冊)	館数	職員	館数
25万以上	2	40人以上	1
20万以上	2	30人以上	3
10万以上	6	10人以上	12
*5万以上	13	*5人以上	15
5万未満	12	5人未満	4
合計	35	合計	35

表3, 4で見るとおり、埼玉県の市立館の多くは蔵書5~10万冊、職員5~10人レベルにある。秩父市立図書館も多数館のなかに位置しているが、蔵書5万余、専任職員6の数字は多数館のなかの低位置である。

当然のことながら、公共図書館の規模は設立母胎の自治体の規模を反映していると思われるので、次に県内39市の人口規模を示す。

表6

表5 人口別 <sup>(2)</sup>		1平方キロ人口密度	
人口(人)	市数	人口(人)	市数
30万以上	3	1万以上	1
20万以上	3	5千以上	9
10万以上	7	1千以上	24
*5万以上	22	500以上	3
5万未満	4	*500未満	2
合計	39	合計	39

表5と表3, 4とを比較すると、公共図書館の規模が自治体の規模によく対応していることがわかる。秩父市の人口は6万余で、この人口数は10数年間ほとんど変動していない。したがって、人口=社会的形態の一面とする限り、秩父市立図書館の規模は現実に対応していると思わなければならない。

ところが、社会的形態の一面を別の角度(表6)から見ると、秩父市は人口密度で1平方キロ当たり500人に満たない。この現象は地理・地形・立地条件という要因によっているのであろう。たしかに県内39市のうち、山間盆地に位置しているのは秩父市のみである。この宿命を考慮すると、社会的現象としてはごく一般的な規模以上ではないが、比較的早い時期(明治末期)から図書館の機能を認識

し、運営してきた生産性の低い盆地社会の歴史的なきしみが想像される。そのことを踏まえると秩父市とは限らず、秩父盆地全体の地理・歴史的背景にまで視野をひろげて、“郷土”の文化的要因を考える必要を感じる。

はたして、そのようなことを強調できるかどうか。

表7は『埼玉の公共図書館』(昭和57年版)に記載されている市立館を区分したもので、計24館がある。

表7

郷土資料の所蔵状況	
蔵書(冊)	館数
5千以上	1
*4千以上	1
3千以上	4
2千以上	6
2千未満	12
合計	24

この表7で見ると、秩父市立図書館の郷土資料の蔵書数を強調することはできないまでも、小規模館としては、数字でとらえられない地域性を多少とも反映していることがうかがえる。

注(1) 埼玉県公共図書館協議会編、刊『埼玉の公共図書館』昭和57年版による。以下、表2, 3, 4, 7が同じ。

(2) 埼玉県企画財政部統計課編、埼玉県統計協会刊『埼玉県勢要覧』昭和57年版による。表6も同じ。

## II 埼玉県下の公共図書館の“郷土資料”の状況

次に参照する『郷土資料の現状』は、

昭和56年度末に、埼玉県郷土資料総合目録刊行検討専門委員会（以下、専門委と略記）が県公共図書館協議会に提出した「郷土資料についてのアンケート集計報告」をもとにして、文章化して県下公共図書館とその職員向けに刊行したものである。編集担当は専門委である。専門委のメンバー構成は県立4、市立13、町立1の計18人。いずれも自館で郷土資料サービスを担当（専門・兼任を問わず）している職員であった。

専門委が行ったアンケート調査の対象館は、協議会加盟59館（県議会図書館、県立教育センター資料室を含む）。調査結果（「集計報告」）の文章化に当たっては、現状をよりの確に把握するためと、専門委の総意を集めて編集しようという目的

から、メンバー18人を対象にして改めて、郷土資料に関する意識・見解を問うアンケート調査を行った。この結果は『郷土資料の現状』に文章化することはしなかったが、編集の基本理念としての拠所になっている。

『郷土資料の現状』は、小冊子とはいえ独立した資料であり、ここにそのすべてを紹介することはできない。次に引用する各統計は、埼玉県下公共図書館内における「郷土資料」の現状を概観し得る必要最少限度のものにすぎない。

#### (1) 組織・職員

各館は自館の郷土資料をどのように位置づけているか、表8—12からある程度読みとれる。

表 8

分掌の規程	あり	なし	なし比%
県立 (4)	4	0	0
市立 (34)	6	*28	82.4
町村立 (15)	1	14	93.3
その他 (3)	1	2	66.7

表 9

専ら扱う担当部署	あり	なし	なしの場合の担当職員		職員なし比%
			あり	なし	
県立 (4)	3	1	1		0
市立 (34)	2	*32	*24	8	23.5
町村立 (15)		15	7	8	53.3
その他 (3)	1	2	1	1	33.3

表 10

職員数	専任(館数)	兼務[主](館数)	兼務[副](のみ館数)	総数<平均人>
県立 (4)		1 (1)	40 (3)	41 <10.3>
市立 (26)	2 (2)	10 (8)	*30 (16)	42 <1.6>
町村立 (8)		1 (1)	8 (6)	9 <1.3>
その他 (2)	7 (7)	2 (1)		9 <4.5>

表 11

職員の経験年数	3年以下	5年以下	(5年以下比%)	10年以下	11年以上
県立 (4)	24	9	(80.1)	5	3
市立 (25)	24	5	(74.4)	5	*5
町村立 (8)	7	2	(100.0)		
その他 (1)	1	1	(28.6)	2	3

表 12

職員研修	行う	行わない
県立 (4)		4
市立 (34)	1	*33
町村立 (15)		15
その他 (3)	1	2

全体を見渡すと、県立図書館以外は郷土資料業務はまだはっきりとした規程（文章化）が与えられていない（表 8）。したがって担当部署を明らかに規程してもいない（表 9）。こうした組織上のあり方が担当職員のあり方（表 10）に現われる。

秩父市立図書館の場合、分掌規程については調査時「なし」、その直後「あり」に変わった。簡単な規程を新たにもうけたわけである。それによって専門化したわけではなく、従来の分掌を文章化したにすぎないのだが、規程はないより有った方が良いにきまっている。

以上の各表によると、秩父市立図書館はやはり各項目のうちの多数派に属している。ただし職員の経験年数では少数派に属し（表 11）、あるいは筆者の経験年数（調査時 18 年）は最長であるかもしれない。このことを好意的に見れば、秩父市立図書館は郷土資料に対して、この業務が経験年数を要するものであることを暗黙のうちに認めているのかもしれない。

表 12 で問うているのは、あくまでも館

内の組織化が整えられている状態で、担当職員の研修が業務日程として成り立っているか、どうかである。したがって秩父市立図書館のような（多数派）図書館内では研修日程を組み立てることはできない。ただし、担当者が職務上の時間を操作して、研修の名に値しないまでも「郷土資料」（この場合、イコール郷土）に関する学習をしていないなどということはない。

## (2) 収集・所蔵

表 13

成文化された郷土資料の収集方針（館数）	あり	なし
県立 (4)	1	3
市立 (34)	3	*31
町村立 (15)		15
その他 (1)		1

ここでも秩父市立図書館は多数派に属している。しかし、これは多分担当者（筆者）の怠慢によるものであろう。至急収集方針を成文化しなければならない。

表 14

収集対象地域	当該行政区域	当該行政区域を中心 に隣接(関連)地域	当該行政区域 を中心に郡域	当該行政区域を 中心に県全域*
県立 (4)	3	1		
市立 (34)	2	* 3	1	28 (8) [4]
町村立 (8)	1	1		6 (5) [3]
その他 (3)				3

\* ( )内は単に全県域とする館, [ ]内は他都県も対象とする館

郷土資料の収集対象地域については、秩父市立図書館は意外にも少数派になっている。このことから小図書館としては対象地域が広すぎるといふ指摘がなされるかもしれないが、実際には入手し得る資料に関する情報網を持っていないために、方針どおりの収集ができかねている。財政事情などの要因もあるが、専門的な担当でないための限界がある。

そうした実情を別にして、基本方針そのものについて述べれば、第一に“郷土”の範囲を最低限度でも秩父盆地全体としなければならない地理的・歴史的・文化的背景が所与のものとして先行している。盆地内地域社会は行政区域で截然と区画することができない共通性を持っているからである。たとえば秩父三十四か所観音霊場(堂)の分布は、盆地内全域

にまたがっている。国会議員選挙区も一つである。農業・養蚕地域としても普遍的である。このことを自然環境の上で見ると、秩父盆地を大きく包みこんでいる秩父山地についても同じことが言える。東京都をはじめ山梨・長野・埼玉の全都三県にまたがる秩父多摩国立公園の広大な山塊も、秩父側から見れば郷土の一部である。この山塊を長野側から黒旺石を持って秩父側にやってきた縄文人がいたし、山梨側から土師・須恵器を持って秩父側にやってきた弥生人もいた。国立公園内の一角に鎮座する三峰神社の存在もそうした、巨大な山塊の彼此を結んで成り立っている信仰圏である。あるいは群馬県西南地域とは神流川をはさんではいるものの通婚圏内であり、経済圏内であり、方言を同じくする地域でもある。結

表 15

地方行政資料 の収集(館数)	例 規 集	公 報	広 報 紙	行 政 報 告 書	統 計 書	市 町 村 勢 覧	要 約	概 要	議 事 録	監 査 資 料	各 種 計 画 書	予 算 決 算	各 種 調 査 書	民 間 刊 行 物	そ の 他
県立 (4)	4	3	4	3	4	3	3	3	4	2	3	2	3	3	
*市立 (34)	28	19	28	18	27	29	22	29	29	3	21	23	20	11	
市町村 (11)	3	6	6	3	5	8	1	3				1	2	1	
その他 (2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	

局、資料収集対象地域は放射状に拡大化する。

なお、表15の行政資料の種別各項いずれも秩父市立図書館は収集している。ただし、隣接自治体の行政資料の収集はまだ思うようにできてはいない。寄贈依頼をしても相手が応じてくれない限り入手できないものが少なくないからである。

### (3) 施設・利用・目録

表 16

収蔵形態	独立室	コーナー	無
県立		4	
市立	*8	*22	4
町村立		5	8
その他			2

表 17

書架状況	全て開架	一部閉架	全て閉架
県立(4)	1	3	
市立(34)	18	*10	6
町村立(10)	6	2	2
その他(3)	1	2	

表 19

カード目録の編成	事務用	書名	著者名	分類	書架	件名
県立(4)	4	4	3	3	0	0
市立(32)	*23	*22	*14	6	1	*1
町村立(9)	3	7	2	1	0	0
その他(1)	1	0	0	0	0	0
46	31(67%)	33(72%)	19(41%)	10(22%)	1(2%)	1(2%)

カードの整備状況でも秩父市立図書館は多数派である。ただし件名カードは秩父市立図書館のみ。とはいえこれも決して自慢し得る程のものではない。という

表 18

利用区分	館内利用	一部館外利用	館外利用
県立	1	3	
市立	13	*17	4
町村立	4	5	2
その他	1	2	

秩父市立図書館は独立した閉架式郷土資料室を持ち、それとは別に館外貸出し用の郷土コーナー(書架)をも備えている(表16—18)。可能な限り複本を入手し、郷土コーナーにも配架している。その点少数派(表17)に属しているところがある。

全体を見渡して、個人的に納得できないのは、既に見たように、各館とも郷土資料に関する位置づけにいまだしの観があるにもかかわらず、これの利用に関しては閉架式・館内利用という制限をまだ堅持していることである。ここに一つの矛盾がありはしないだろうか。つまり、郷土資料の重要性を認識しながら、その業務を位置づけしていないという矛盾が。

のは、筆者のレファレンスの経験をもとにして、最低、小学生が利用するのに対応できるであろうという予想で、組立てた件名項目だからである。件名表に依拠

していないために自信につながって来ないのである。もっとも、将来は蔵書数が増え、レファレンスが多様化するにつれて件名項目も増加するだろうが、しかし現状では、他のカードより多く件名カー

ドが利用されている。しかも小学生よりも大学生の利用が多く目立つ。この件名カードを用意したことによって口頭のレファレンス数が激減し、大いに助かっているのは担当者ばかりではない。

#### (4) レファレンス

表 20

主題別類型	計	県立(4)	市立(26)	町村立(5)
歴史・遺跡	33	3	26	4
地名・地図(名所・旧跡)	18	3	15	
人物・家系	13	3	9	1
宗教・寺社	7		7	
民俗・民話	6	1	4	1
芸能・祭り	4	1	2	1
文化財	11		9	2
気象・災異史・河川・生物	9	1	6	2
行財政・時事	5	1	3	1
統計(人口)	13	3	8	2
産業・物産	21	3	16	2
土木・建築(用水)	7		6	1
交通	3	1	2	
方言	3	1	1	1
その他	1	1		

表20は、アンケートで「件数の多い事例の類型を順に5種類あげてください」と質問したのに対する回答を集計したものである。『郷土資料の現状』では、この表に次のような説明を加えている。「これらの頻度・件数は必ずしも資料の利用度を示すものではなく、電話・文書・口頭による場合が少なくない」。

秩父市立図書館の場合も表20とこの説明から例外ではない。多少の補足説明を加えると、秩父市立図書館では一般のレファレンスも郷土資料のレファレンスも

ほとんどの場合筆者が担当しているが、その記録は、文書の問い合わせと難回答の場合に限って残している。回答が容易な場合の記録は、それに使う時間を惜んで残さない。残った記録をトータルすると、年間50件前後の郷土(資料)関係レファレンスが行われていることがわかる。そして、この記録自体が一つの資料となって役立っていることでも知られるのである。

### III 郷土資料のレファレンス

ここでは多くの体験のなかの成功例の一つをあげる。すでに明らかのことと思うが、秩父市立図書館の郷土(資料)レファレンスは筆者の調査・回答例が多いので、客観的記述が困難であり、筆者を“私”，秩父市立図書館を“当館”と表現する。仮りに主観が強く介入していると受け取られる部分があれば、捨象してご理解願いたいと思う。

#### (1) 近世末期の秩父産火薬

昭和52年10月22日、東京在住のK氏(鉄砲史学会会員)が来館された。氏は近世日本の火薬製造に関する研究家で、幕末期の秩父郡上影森村の農民Sが、領主(忍藩松平氏)の命を受けて合計「35万貫」の焰硝(塩硝・硫黄・木灰を合成した黒色火薬)を生産した(『埼玉県秩父郡誌』)という記事について注目していたが、ようやくこれを調べる時間ができたので来秩したとおっしゃる。秩父で火薬製造が行われたこと、それが江戸湾警衛の品川台場に運ばれて貯蔵されたことは疑う余地はない。しかし35万貫というのはいかにも多すぎて史実とは思われないとも。さらに、全国各地の例から考えて、火薬製造は極秘裡に行われていたために全容を記録した史料を発見することは不可能であろう。したがって断片史料・地元伝承類を丹念に採取するしか方法がない。幸いに、技術的問題はすでに解決しているので、断片史料さえ把握できれば生産工程については復元可能であるという。

私は、忍藩秩父領の割役名主(大庄屋)

が書き残した「御用日記」の抄録『御用日記類抄』(当館編・刊)を提供し、要求された嘉永—安政期に散見する“発送”触れの記事をコピーして渡した。K氏はこの日影森地域を歩くと言って帰られた。そして数日後、書簡を寄せられ、「御用日記」の原本に当たって関係記事を総ざらいしてほしいという。影森地域には伝承ばかりでなく水力(水車)を利用して合業した水車跡も発見できそうであるとも知らせて下さった。

この時からK氏の調査依頼の手紙、私の回答が幾度となく往復した。K氏の質問は次々に細部に入りこみ、即答しかねることが続いた。しかも私の回答に対しては専門的立場から注釈を加えて教示された。そうして次第に判明して来たのは、秩父で製造された火薬は合計2万貫、これは藩の一大事業として企てられたもので、秩父領全体の農民を巻きこみ、少なくとも3か所(村)に大工場が設置されていたことなどである。細部にわたっても、K氏自身の既成の成果を援用することによって、みごとに復元された。その成果は『鉄砲史研究』(昭和54年)にたびたび連載で発表され、まだ終了したとは聞いていない。この研究は秩父のケースを明確にとらえることによって、各地で極秘裡に行われていた火薬製造の実際を解明することができるとするK氏の視点によるものであって、単なる郷土史研究ではない。が、これを地元の郷土史的立場から見ると、埋もれ忘れ去られていた重要な歴史の一断面があざやかに解明されたのである。この2年間の調査協力は、図書館内の郷土資料担当者の分野を大きく踏み外していたが、私にその意識はなかった。それは私自身が郷土の歴史に強

い関心を持っているからであろう。秩父のことを調査するのは義務の一つであると考えているからであろう。

たしかにこの調査で私は休日を返上していたが、それなりの成果があったのである。たとえば、一つの工場では、でき上った火薬に火が入って大爆発を起こし、建物が吹っ飛んだこと、別の工場では藩役人同志が仲違いして刃傷沙汰を起こし、相手を傷つけた側が近くの寺に駆けこみ切腹して果てた。その時腰をおろした平石が寺跡に残存していて、地元では“腹切り石”と呼んでいることもわかった。また影森の旧家で“焰硝箱”と呼ばれている木製の箱2個が、雛人形の収納に用いられていたことがわかったばかりでなく、煤ぼけたその箱の側面に墨書された文字があり、これを赤外フィルムで撮影した結果、越後国頸城郡大塚村から「出稼人夫」が来秩していたことや、影森地内の札所二十六番観音堂の別当寺が火薬製造事務所として使われていたことさえわかったのである。今でも近くに花火業者の工場がある。他の一か所でも、130年前に火薬製造が行われていた地点に、同じく現在花火工場が実在している。この事実を確認した時、すでに私は報われたと判断していた。

ただ一つ“シャク”なのは、K氏の研究成果のなかに出てくる私の名前がいつも間違っていることである。学者というのは人の名前などどうでもよいのであろうと思うと今でもおかしさを禁じ得ない。

## (2) レファレンス・ライブラリアンの要件

私には、質問者に対する“親切に”と

か“相手の身になって”という意識はない。郷土・秩父に関心を抱き、図書館を利用していただくことがただ嬉しいのである。相手が誰れであろうとも同じである。最近、私を訪ねて下さる利用者が増えて来ている。これは役得であり、私はこの仕事で活かされていると自己判断している。

仮りに郷土資料のレファレンスに欠かせない要件があるとすれば、それは何か。もしあくまでも知識の集積だとすれば、それは間違っているにちがいない。なぜならこれほど機械化が進んでいる時代に、人の能力を超える機能を持った設備が図書館に導入されて来ないはずがないからである。そうなった時点で、機械に屈するものがレファレンス・ライブラリアンの要件であるとは思えない。そして、単に私のように経験が長いということも要件としての意味をなさなくなるかもしれない。

最後に経験的・実感的な私見を述べると約束したものの、ついに私には結論が出せない。それほど私はレファレンス・ライブラリアンとしての要件を欠いている。が、二度の人生に恵まれたとしても、今の仕事を続けたいと思う。

(ちしま・ひさし 秩父市立秩父図書館)